



こんにちは。事務室の杉本（すぎもと）と申します。これから3月まで、事務室からの様々なご案内を、このおたよりを通じてお伝えしていく予定です。1年間、どうぞよろしくお願ひいたします。

学校徴収金（6月分）の納入について

先日お配りいたしました「令和3年度 学校徴収金について」でお知らせしましたとおり、学校徴収金の徴収を6月から開始させていただきます。

6月分の振替日、振替金額は次のとおりです。振替日前日までに、ご登録口座に必要額をご入金ください。

★ 銀行口座振替日

令和3年6月28日(月)

★ 口座振替額

徴収金	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
児童費	3,400	2,900	3,000	3,000	4,000	3,300
PTA会費	2,500	2,000	2,000	2,000	2,000	4,000
銀行振替手数料	68	68	68	68	68	68
銀行振替合計額	5,968	4,968	5,068	5,068	6,068	7,368

※PTA会費は、本校に在籍するお子さまが複数おられる場合、下の学年で徴収いたします。

※6月10日までに就学援助申請を提出された方は、6月は徴収せず、9月にまとめて徴収します。

○ 年間一括振替を申し込まれた方の振替額 ○

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生①	6年生②
児童費	5,400	4,900	5,500	6,000	6,800	3,300	9,300
積立金	—	—	—	15,000	18,000	—	—
PTA会費	5,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
銀行振替手数料	68	68	68	68	68	68	68
銀行振替合計額	10,468	8,968	9,568	25,068	28,868	7,368	13,368

※昨年度末まで就学援助を受給されていた方には、児童費に前年度繰越金を加算して徴収いたします。

(前年度繰越金額 2年生138円、3年生49円、4年生166円、5年生233円、6年生132円)

※6月10日までに就学援助申請を提出された方の一括徴収は、9月に行います。

■ 学校徴収金は、お子さまの教育活動に必要な費用です。納入期日は必ずお守りください。

■ 現金納入の方には、別途「納入通知書」をお渡しいたします。

Q : 学校徴収金ってなあに？

A : 学校活動で必要な経費のうち、学年児童全員が一律に使用するもの（こと）にかかる費用です。

授業の中で教科書以外に使用的ドリルやワークブック、製作キット、遠足などの交通費（=『児童費』）や、林間学習や修学旅行の費用（=『積立金』）を指します。実際にお子さまが使用されることに掛かる経費のため、ご家庭にご負担いただく費用となります。

※大阪市では、保護者の方のご負担を軽減するため、画用紙、習字半紙、粘土、版画板、名札など、お子さまが使用される多くの物品を公費（市のお金）で負担しています。

PTA会費は運動会参加賞、卒業記念品代や参観の警備費など、お子さまの学校生活支援に使用されています。

Q : 振替ができなかったときはどうしたらいい？

A : 現金を学校にお納めいただくか、再振替が可能です。詳しくは、振替日から約10日後にお渡しします『未納通知書』でご確認ください。

Q : 学校徴収金を納めなかつたらどうなるの？

A : おひとりでも納入が滞りますと、教材業者等への支払いが出来ません。趣旨をご理解いただき、必ず納入期日までにお納めください。

❖ ❖ 経済的な事情で学校徴収金の納入が困難な場合は『就学援助制度』をご活用ください ❖ ❖

裏面へ

令和3年度 学校給食費について

すでにお知らせしましたとおり、令和3年度は学校給食費を徴収いたしません。

※給食費振替口座は中学校卒業まで使用します。解約手続きは行わないようにお願いいたします。

令和3年度 就学援助申請について

就学援助制度は、すべての子どもたちが義務教育を円滑に受けられるように、経済的支援が必要なご家庭に対して、学校教育活動に必要な支援を行うものです。

就学援助申請には、大阪市が定めた申請理由（①～⑫のいずれか）に該当することが条件となります。

申請には『申請書』と『証明書類』の提出が必要です。

認定された場合は、その年度に必要な学校徴収金と学校給食費の実費額が就学援助費から支給されます。

申請をご希望される場合は、かならず期日までに申請書類のご提出をお願いいたします。

★ 申請期日

令和3年6月30日（水）

- ※ 前年度に就学援助認定を受けておられる方で、申請がまだの方は早急に申請書をご提出ください。
今年度、申請されない場合は、事務室までお知らせください。
- ※ 教育扶助を受けておられる方で、申請がまだの方は早急に申請書をご提出ください。
- ※ 期日以降も申請は出来ますが、認定後支給額は申請日以降の実費額になります。支給額が大幅に減りますので、申請を検討中の場合は期日までに申請してください。
- ※ 年度途中で家庭状況が変更になった場合に、就学援助対象となることもありますので事務室までお知らせください。

就学援助費支給について（早期2申請者）

早期2申請をされた方には、5月下旬に大阪市よりご自宅に『認否通知』が郵送されています。

認定された方には、次のとおり就学援助費が支給されますので、ご確認をお願いします。

① 1年生に入学準備補助金がれます。

☆ 支給日

令和3年7月1日（水）

☆ 支給額

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
教材費 (児童費5月分)	*	*	*	*	*	*
給食費 (4・5月分)	—	—	—	—	—	—
入学準備補助金	51,060	—	—	—	—	—
支給額合計	51,060	*	*	*	*	*

※児童費の徴収が6月開始のため、教材費の支給はありません。

- ・昨年度の就学援助認定を受けられていない方、転入生、年度替り時に生活保護から異動があった方には、児童費の『前年度継越金』が支給されます。

※学校給食費の支給はありません。（保護者様の実費負担額が無いため）

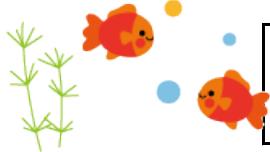
② 今年度の児童費は全額、就学援助費から直接充当いたします。納入する必要はありません。

➡ 徴収金6月分の徴収は行わず、PTA会費は6月分と9月分を合わせて、9月に徴収いたします。

※7、8、10月に徴収を行う4、5年生積立金は、次年度で実施するの林間学習、修学旅行の費用の積み立てです。
納入をお願いします。行事終了後（次年度）に実費が支給されます。

※PTA会費は就学援助費の支給対象外です。9月の口座振替時に納入をお願いいたします。

③ 5年生林間学習費・6年生修学旅行費は、行事終了後に支給いたします。



事務室だよりや事務手続きに関するお問い合わせ先

菅原小学校 事務室 （杉本）

☎ 06-6328-3005